

# 債権差押命令申立書

東京地方裁判所民事第21部 御中

平成18年 月 日

債権者 mits  
電 話 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇  
F A X 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

当事者 }  
請求債権 } 別紙目録のとおり  
差押債権 }

債権者は、債務者に対し、別紙請求債権目録記載の執行力ある債務名義の正本に表示された請求債権を有しているが、債務者がその支払をしないので、債務者が第三債務者に対して有する別紙差押債権目録記載の債券の差押命令を求める。

## 添付書類

- |                 |    |
|-----------------|----|
| 1. 執行力ある債務名義の正本 | 1通 |
| 2. 同送達証明書       | 1通 |
| 3. 資格証明書        | 1通 |
| 4. 陳述催告の申立書     | 1通 |

## 当事者目録

〒〇〇〇- 〇〇〇〇  
東京都（以下略）

債権者

mits

〒〇〇〇- 〇〇〇〇  
東京都（以下略）

債務者

有限会社 Mホーム

代表者代表取締役

HK

〒141- 0031

東京都品川区西五反田7- 2- 3

第三債務者

城南信用金庫

代表者理事長

宮田 勲

（送達場所）

〒146- 0085 東京都大田区久が原3- 35- 1 同信用金庫久が原支店

# 請求債権目録

東京簡易裁判所平成18年(サ)第031841号事件の訴訟費用額確定処分正本に表示された下記金員及び執行費用

1	元金	金	36,072円
2	執行費用	金	9,270円
	(内訳)		
	本申立手数料	金	4,000円
	本申立書作成及び提出費用	金	1,000円
	差押命令正本送達費用	金	2,820円
	資格証明書交付手数料	金	1,000円
	送達証明書申請手数料	金	150円
	執行文付与申立手数料	金	300円

合計 金 45,342円

# 差押債権目録

金 45,342 円

債務者が第三債務者城南信用金庫（久が原支店扱い）に対して有する下記預金債権のうち、下記に記載する順序に従い、頭書金額に満つるまで。

## 記

- 1 差押えのない預金と差押えのある預金があるときは、次の順序による。
  - (1) 先行の差押え、仮差押えのないもの
  - (2) 先行の差押え、仮差押えのあるもの
- 2 円貨建預金と外貨建預金があるときは、次の順序による。
  - (1) 円貨建預金
  - (2) 外貨建預金（差押命令が第三債務者に送達された時点における第三債務者の電信買相場により換算した金額（外貨）。ただし、先物為替予約があるときは原則として予約された相場により換算する）
- 3 数種の預金があるときは、次の順序による。
  - (1) 定期預金
  - (2) 定期積金
  - (3) 通知預金
  - (4) 貯蓄預金
  - (5) 納税準備預金
  - (6) 普通預金
  - (7) 別段預金
  - (8) 当座預金
- 4 同種の預金が数口あるときは、口座番号の若い順序による。

なお、口座番号が同一の預金が数口あるときは、預金に付せられた番号の若い順序による。

# 第三債務者に対する陳述催告の申立書

東京地方裁判所民事第21部 御中

平成18年 月 日

申立債権者 mits

当事者の表示 別紙当事者目録のとおり

本日、御庁に申立てた上記当事者間の債権差押命令申立事件につき、第三債務者に対し、民事執行法147条1項に規定する陳述の催告をされたく申立てます。